

最高裁秘書第5337号

平成31年1月7日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成30年10月30日付け（同年11月1日受付、最高裁秘書第4562号）
で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとし
ましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

司法修習生考試実施要領（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

司法修習生考試実施要領

(平成12年7月12日司法修習生考試委員会可決)
(平成14年7月10日司法修習生考試委員会可決)
(平成18年9月28日司法修習生考試委員会可決)
(平成27年12月15日司法修習生考試委員会可決)
(平成29年12月12日司法修習生考試委員会可決)
(平成30年7月2日司法修習生考試委員会可決)

1 考試の対象者

考試を実施する年度において裁判所法第67条第1項の試験を受けることができる者

2 考試の方法

(1) 科目

民事裁判、民事弁護、刑事裁判、刑事弁護、検察の5科目とする。

(2) 内容

訴訟記録に基づき、裁判、検察及び弁護の立場から種々の問題を提出して答案作成を求める。

(3) 資料の貸与

委員長の定めるところにより、答案作成のための参考資料を貸与する。

(4) 問題作成及び答案審査担当者

司法修習生考試委員会委員及び考查委員から、委員長が科目ごとに指名した者とする。

(5) 考試の時間

各科目6時間30分とし、このうち、答案起案を6時間25分、答案綴り込みを5分とする。

なお、考試時間以外に昼食時間を1時間設け、この時間中の答案起案を認め る。

(6) 考試の期日及び場所

委員長の定めるところによる。

3 採点基準

(1) 採点の段階

優、良、可及び不可の4段階とし、可以上を合格、不可を不合格とする。

(2) 採点の方法

各科目ごとに当該答案審査担当者の合議により採点する。

4 合否の決定

司法修習生に関する規則第16条の定めに従い、司法研修所長が報告した修習成績と考試の結果により、当委員会において決定する。

5 不正行為

(1) 不正行為

当委員会が別に定める基準に該当する行為を不正行為とする。

(2) 不正行為の制止

試験官又は係員は、不正行為を行った者に対し、それを制止することができる。

(3) 応試中止の措置

幹事は、不正行為を行った者の応試を直ちに中止させなければ、考試の公正が確保できないと認めるときは、その者につき、当該考試日における応試を中止させることができる。

(4) 不正行為者の考試結果の効力

不正行為を行った者の考試結果の効力は、当委員会が決定する。

6 その他

1から5までに定めるもののほか、考試の実施に必要な事項は委員長が定める。